

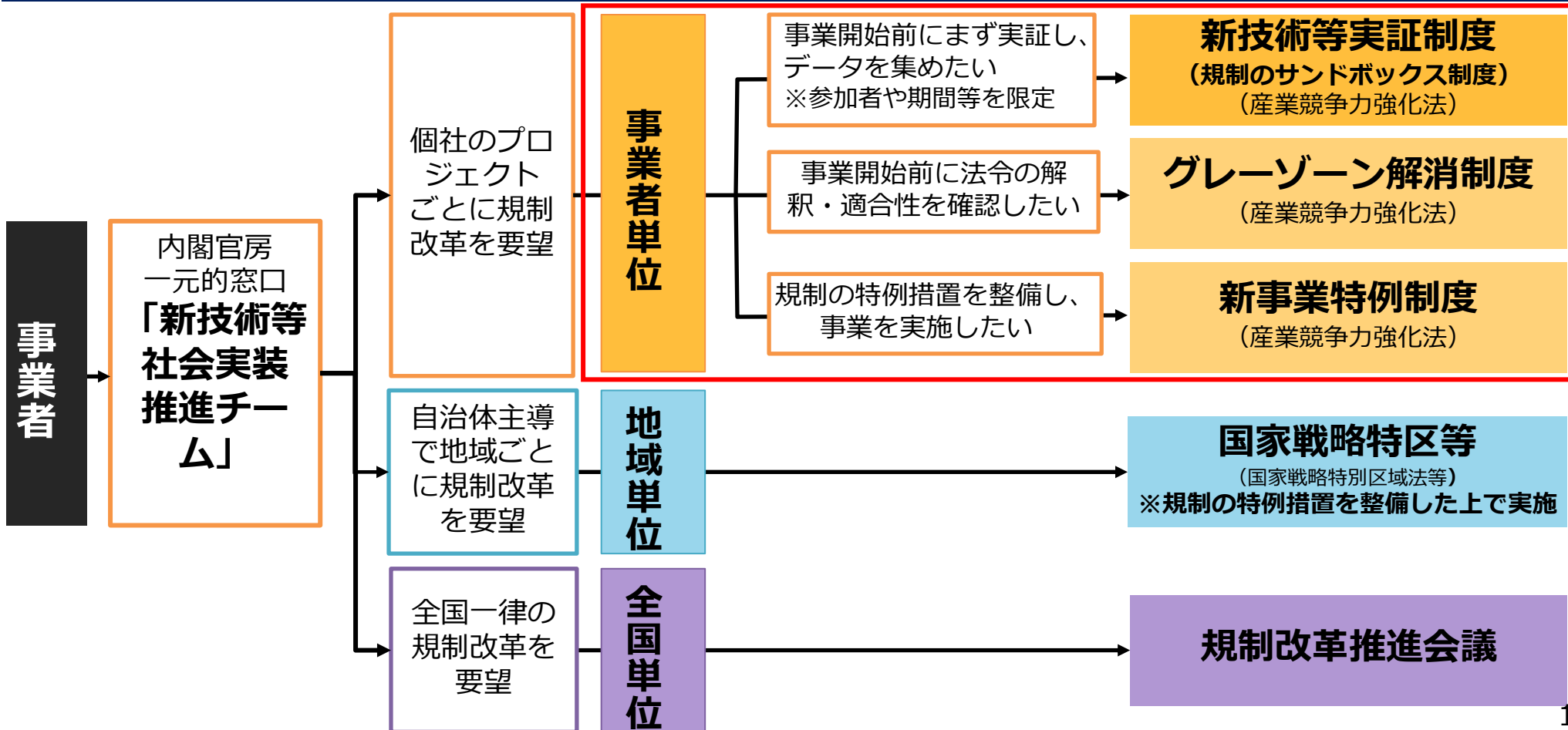
# スタートアップにおける 規制に関する課題と対応

2026年4月  
経済産業省

# 「三層構造」の規制改革の推進体制

- 規制改革は、民需主導の持続的な経済成長の実現に向けた重要な政策課題。
- 規制改革推進会議等での検討を通じた「全国単位」の改革、国家戦略特区など特区制度による「地域単位」の改革に加えて、「規制のサンドボックス制度」「新事業特例制度」「グレーゾーン解消制度」による「事業者単位」の改革といった、三層構造の仕組みを活用し、規制改革を推進。

## 各規制改革のスキームの関係



# (参考) スタートアップが規制改革・新市場創出を実現した事例： 電動キックボード

- 電動キックボードは、「原動機付自転車」(道路運送車両法、道路交通法)に該当。  
①30km/h以下 ②車道のみ走行可 ③ヘルメットの着用義務あり ④要運転免許 等  
⇒ これらに適合しない車両の利用は、法令に違反。

## サンドボックス実証

- 規制のサンドボックス制度の認定を受けて、大学構内の一部を非公道と整理して、実際に電動キックボードを走らせる実証を実施【2019年12月～2020年4月】

## 規制の特例措置創設

- 実証終了後「新事業特例制度」を活用して新たな規制の特例措置を創設。

### 特例第1弾(2020年9月～)

- ・最高時速20km以下に制限
- ・普通自転車専用通行帯走行可

### 特例第2弾(2021年4月～)

- ・最高時速15km以下に制限
- ・普通自転車専用通行帯、自転車道走行可
- ・ヘルメット着用は任意 等



- 電動キックボードのシェアリングサービスを提供する9事業者が、規制の特例措置の適用を受けて公道で事業実施。【2020年10月～】

## 道路交通法改正 (2022年4月)

- 道交法改正により、「特定小型電動機付自転車」という新区分創設。【2023年7月1日施行】



- ・**運転免許不要(16歳未満の運転は禁止)**
- ・**最高速度20km/hに制限されている電動キックボードは、自転車レーン走行可**
- ・**ヘルメット着用は努力義務**

# スタートアップの新市場創出のためのタスクフォース

- 新市場の創出においてスタートアップは重要な担い手。新たな事業に挑戦するスタートアップにとって、既存の規制への対応は重要な課題。しかし、事業者単位で規制を乗り越えるための支援制度があっても、経営資源に限りがあるスタートアップにとってはハードルが高く、活用に至らないことも多かった。
- こうした状況を踏まえ、自ら規制改革に取り組むスタートアップの新市場創出を法律面から支援するためのタスクフォースを創設。規制に係る関係法令の特定を行い、各種支援制度の活用を支援。

## 【スタートアップ新市場創出タスクフォース】（第一線の専門の弁護士が支援）

- スタートアップ支援を専門とする中堅・若手弁護士を経済産業省がタスクフォースメンバーとして任命。
- スタートアップから新規事業に関する相談を受け、障害となる規制法令を特定し、法律上の論点整理を行い、「企業単位の支援制度※」の活用につなげる。
  - ※ 規制のサンドボックス制度・グレーゾーン解消制度・新事業特例制度
- 定期的に案件レビューを行い、その蓄積を通じて 規制改革提案につなげる。



連携

## 【サポートコミュニティ】 （幅広い有志による支援ネットワーク）

- スタートアップによる新市場創出のための規制改革や新しいルール作りを志向するオープンなコミュニティを形成。
- 交流イベント、調査事業、インターンシップ等人材育成事業、メディア発信。
- 今後必要となる規制改革項目や経済社会効果を検討、要望、発信。

# 「スタートアップ新市場創出タスクフォース」 構成員

|    |       |                                     |     |
|----|-------|-------------------------------------|-----|
| 顧問 | 武井 一浩 | 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業                  | 弁護士 |
| 顧問 | 増島 雅和 | 森・濱田松本法律事務所・外国法共同事業                 | 弁護士 |
|    | 雨宮 美季 | AZX総合法律事務所                          | 弁護士 |
|    | 稲垣 弘則 | 西村あさひ法律事務所                          | 弁護士 |
|    | 岡野 貴明 | 森・濱田松本法律事務所・外国法共同事業                 | 弁護士 |
|    | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業                   | 弁護士 |
|    | 清水 裕大 | 三浦法律事務所                             | 弁護士 |
|    | 官澤 康平 | 法律事務所ZeLo                           | 弁護士 |
|    | 坂下 大貴 | 光和総合法律事務所                           | 弁護士 |
|    | 殿村 桂司 | 長島・大野・常松法律事務所                       | 弁護士 |
|    | 松本 拓  | アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業            | 弁護士 |
|    | 毛阪 大佑 | 一般社団法人Legal Initiative for Startups | 弁護士 |



# スタートアップの相談の流れ

【事業所管省庁との相談】

【規制所管省庁との調整】

【事業化】

## 規制・制度の特定ができていない/不十分なスタートアップの場合

### スタートアップ新市場創出タスクフォース

- ・新事業活動の内容把握、規制に係る関係法令の特定
- ・業法抵触リスク等や利用可能な規制改革ツールを提案

## 規制改革に向けた法令等が特定できているスタートアップの場合

- グレーゾーン解消制度 → 事業所管省庁(経済産業省 等)
- 新事業特例制度 → 事業所管省庁(経済産業省 等)
- 規制のサンドボックス制度  
→内閣官房の一元的窓口「**新技術等社会実装推進チーム**」

## 地域単位や全国単位の規制改正要望を持つスタートアップの場合

- 国家戦略特区等
- 規制改革推進会議

## 規制改革と関連しないリーガル面の課題を有するスタートアップ

取引先や出資先との法的な調整、社内における法的な調整等

### 経済産業省

制度の説明や、内容の確認など、申請書作成のためのサポート。

担当が、省内原課及び省内弁護士と連携しつつ、個別案件に伴走支援。

### 経済産業省/ 規制所管省庁

サンドボックス実証計画の認定、グレーゾーンの照会に関する回答、規制の特例措置の要望に対する回答・規制の特例措置の適用を受けるための計画認定に向けた調整。

内閣府地方創生推進事務局、  
内閣府規制改革推進室

### 中小企業基盤整備機構

スタートアップ挑戦支援事業  
個別相談対応を実施

規制の  
明確化や  
規制見直し  
による事業  
化を通じた  
新市場の  
創出

# 利用申込の流れ

①「経済産業省 規制改革」で検索。  
経済産業省のWEBページを開く。

[https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/](https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/)

グリーゾーン解消制度・プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特別制度

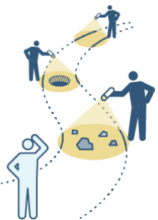
## 企業単位の規制改革について

グリーゾーン解消制度・プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特別制度は、企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度です。

「企業単位の規制改革」で、貴方の新事業をサポートします！

### グリーゾーン解消制度

新しく開始する事業における規制の解釈・適用の有無を確認したい！



### プロジェクト型「規制のサンドボックス」

まず事業の「実証」を行い規制改革・事業化につなげたい！



### 新事業特別制度

規制の特例を設けて事業化したい！



③ 経済産業省担当課に利用申込書をメールで送付。

送付先：[bzl-shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp](mailto:bzl-shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp)

②「利用申込書」をダウンロード。  
必要事項を記載。

規制について法令上の論点整理等のサポートを受けたいスタートアップはこちら

- ▶ スタートアップにおける規制に関する課題と対応(PDF形式: 1.072MB)
- ▶ **利用申込書 (Word形式: 218KB)**
- ▶ スタートアップの法務支援を行う専門家チームを創設します

スタートアップパーガールサポート利用申込書

経済産業政策局 新規事業創出推進室  
※ 電子メールで利用申込書を送付  
e-mail: [shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp](mailto:shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp)

【相談利用に关して(概要)】

相談目的  
・新たな事業活動を行うとするスタートアップ(設立から概ね10年以内)

対象企業  
・新たな活動に関する法律法令の相违は、1時間程度で回答いたします。  
・法律法令のある程度の種類や対応方針などの提案、助言をもって完了します。  
・相談内容によっては、事務局で特例の特典を提案させていただきます。  
・スタートアップ新事業創出スタッフの構成員である法律の専門家以外に、当該構成員の継続者が同席する場合があります。  
・監理業者及びスタートアップ創出創出スタッフの構成員は、情報提供の範囲に限定して、利用企業に接触が生じるような責任は一切負いません。

参加条件  
・法人及び自らの役員、株主等は、以上に記載の社会的勢力に属せず、今後に入社社会的勢力との関係を持つ意思がないこととなります。  
・この相談は無料です。必要に応じて個別に費用がかかります。

私は、上記相談利用について(概要)を確認・承諾した上で、相談を申し込みます。(併記・承認は不要)

| 記入日           | 性別   | 年  | 月    | 日 | 過去の利用実績   | □   | □  | □ | □ | □   | □  | □ | □ |
|---------------|--|----|------|---|---|---|----|---|---|---|----|---|---|
| 申込書の<br>連絡先   | 氏名   | 〒  |      |   | フリガナ  | 役職  | 〒  |   |   | E-mail  |    |   |   |
| 企業概要          | 業種   | 〒  |      |   | 日本語: English: ロケルスタブ (日本語) / 英語: English: ロケルスタブ (英語) | 業種  | 〒  |   |   | 日本語: English: ロケルスタブ (日本語) / 英語: English: ロケルスタブ (英語) | 業種 | 〒 |   |
|               | 所在地  | 〒  |      |   | ビジネス領域  | 日本語: English: ロケルスタブ (日本語) / 英語: English: ロケルスタブ (英語) | 業種 | 〒 |   |   | 業種 | 〒 |   |
| 従業員数          | 人  | 設立 | (西暦) | 期 | 月   | 日   |    |   |   |   |    |   |   |
| ホームページ        | <a href="https://">https://</a>  |    |      |   |   |   |    |   |   |   |    |   |   |
| ご提出の<br>承認日時等 | 第一希望日  | 月  | 日    | 年 | 第二希望日   | 月   | 日  | 年 |   |   |    |   |   |
| ご提出の<br>内容    | <input type="checkbox"/> 貴社が行おうとする新事業に関する法令上の論点整理、関連法令の深い出し<br><input type="checkbox"/> 貴社の規制改革等事例の提示<br><input type="checkbox"/> 規制改革ツールの紹介 |    |      |   |   |   |    |   |   |   |    |   |   |

# (参考) 規制改革ツールの活用に関するガイダンス

- 規制対応や規制改革に参画するためのツールは各省庁に点在しており、どのツールをどのように活用したらよいのか分かりづらい状況。
- そこで、スタートアップ向けに支援ツールを分かりやすく解説・整理したガイダンスを作成。これにより、早期に規制を確認・対応し、円滑に事業展開することを促進する。
- 他省庁所管制度（規制改革推進会議、国家戦略特区）や地方自治体の取組についても紹介。



## 規制とは何か、どう向き合うか

### 規制対応・規制改革参画ツールの紹介

- 行政では、規制改革を通じた新事業創出や生産性の向上等を目的とし、企業の規制対応・規制改革への参画をサポートする公的なツールを用意しています。

| 規制の特定 / 規制の理解・確認             |  |   |
|------------------------------|--|---|
| 相談                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制に関する一時的な問い合わせ</li> <li>・ 法的観点の整理</li> <li>・ 規制対応・規制改革参画ツールの紹介等</li> </ul> | スタートアップ新市場創出タスクフォース P.13                      |
|                              |  | 内閣官房一元窓口 (新技術等社会実装推進チーム) P.14                 |
|                              |  | 各省庁への問い合わせ窓口 P.15                             |
| 公式照会                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が規制に抵触するかどうかを確認し、公表される回答を得る</li> </ul>                                    | グリーン解禁制度 P.16<br>ノーアクションレター (法令運用事前確認手続) P.15 |
| 既存の特例措置の活用                   |  |   |
| 特例措置の活用                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既にある特例措置を活用し、一定の制限の中で事業化</li> </ul>   | 新事業特例制度 (新事業活動計画の認定申請) P.21                   |
|                              |  | 国家戦略特区 (特区における個別の事業認定) P.24                   |
|                              |  | 各省庁の大臣特認制度等 -                                 |
| 規制改革に必要なデータの収集と実証            |  |   |
| 実証                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証を行い、規制改革に必要なデータを収集</li> </ul>   | 規制のサンドボックス制度 P.28                             |
| 新規の特例措置の創設 / 規制改革に関する要望の検討体制 |  |   |
| 特例措置の創設                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新技術等実証委員会等に参画し、その特記の中で事業化</li> </ul>  | 各省庁大臣特認制度への働きかけ / 新事業特例制度 / 国家戦略特区 P.21 P.24  |
|                              |  | 規制改革推進会議 P.35                                 |
| 要望提出                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制改革に関する要望を出して規制改革の促進を図る</li> </ul>   | 規制改革ホットライン P.37                               |